

「委員会情報共有」ページの運用ルール

1. 目的

委員会において当学会ホームページ「委員会情報共有」を使用する場合の運用ルールを明確にし、委員会ごとに責任をもって有効に活用してもらうことを目的とする。

2. 設置

委員会より事務局に申請があった場合に、ホームページ上に設置する。

3. 開設方法

設置を希望する委員会は委員長が事務局に次の事項を申し出る。

- 1) 共有スペースの希望設置数および名前（使用開始後の追加も可能）
- 2) パスワード（半角 6～16 文字以内、英数字、ハイフン (-)、アンダーバー (_)、ピリオド (.) のみ使用可。以外の記号やスペースは使用不可。大文字・小文字を区別すること）

申請後にユーザー名・パスワードを設定した委員会ページを開設し、要望の名前をつけた共有スペースを設置する。

4. 設置期間

委員会活動の終了後 1 年間とする。ただし、終了後に論文執筆などのために継続が必要な場合は事務局に継続利用を申請する。

5. 使用方法

アップロードおよびダウンロード方法のマニュアルを事務局で用意し委員に配付する。ファイルのアップロード、削除などのルールは各委員会内で決めて行う。

6. 機密管理

各委員会の委員はユーザー名・パスワードを委員以外には教えないこと。